

# 消費生活情報おかやま

## ～未成年者の契約トラブル～

令和3年4月28日  
岡山市消費生活センター



★5月は消費者月間です★

### ▼趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、マスクをはじめとする生活用品の買い占め、買いだめなどが発生し、消費者の不安な心理に付け込んだ悪質な商法がみられました。その結果、合理的でない消費行動や、新たな消費者被害が発生しました。

また、コロナ禍によって、私たちの生活は一変しました。マスクが手放せない日々が続き、急速なデジタル化により、情報が錯綜しています。

こうした「新しい日常」において、安心安全な消費生活を送るために、消費者、事業者、行政が一体となった取組が必要です。さらに、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の合理的でない消費行動の見直し、社会全体のことを考えた消費生活が、我々に求められています。

これらのことをふまえ、今年度の消費者月間の統一テーマは、「**“消費”で築く新しい日常**」と定められました。

### 消費者トラブル相談事例

3月の未成年に関するトラブル相談は10件ありました。

そのうち、6件が詐欺メールなどのインターネット関係の相談でした。

**事例1**：中学生の子が詐欺メールのURLを開いてしまった。2か月で5万円を越す高額な通信料を請求されている。ショップに相談し電話番号も変更したが、通信料は「補償がないので、支払ってもらう」と言われた。

**事例2**：スマホを操作しているとき画面に「ウイルスに感染している。直ぐに対処しないと危ない」と警告表示が出た。あわててアプリをダウンロードした。詐欺だったので、対処方法を知りたい。

岡山市消費生活センター公式LINEで  
最新の消費生活情報をチェック！



### 【相談先】

岡山市消費生活センター

☎ : 086-803-1109  
(消費者ホットライン188も可)

来 所 : 岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

受付時間 : 月～金 9時～16時 (祝日・年末年始除く)

